

昭和三十三年法律第九号

証人等の被害についての給付に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、刑事事件の証人若しくは参考人又はその近親者が証人又は参考人の供述又は出頭に関して他人からその身体又は生命に害を加えられた場合及び国選弁護人又はその近親者が国選弁護人の職務の遂行に関して他人からその身体又は生命に害を加えられた場合に国において療養その他の給付を行うこととするにより、証人又は参考人の供述及び出頭を確保し、並びに国選弁護人の職務の遂行を円滑にし、もつて刑罰法令の適正かつ迅速な適用実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「証人」とは、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)の規定による証人を行い、共同被告人の一人が供述する場合において、その供述が他の共同被告人に関する事項を含むものであるときは、その共同被告人は、同法の規定による証人とみなす。

2 この法律で「参考人」とは、他人の刑事事件(刑事被告事件及び被疑事件をいい、勾留又は保釈に関する裁判の手續を含むものとする。以下同じ)について検察官、検察事務官又は司法警察職員(以下「捜査機関」という。)に対し自己の実験した事実を供述する者及び他人の刑事事件について裁判所又は裁判官に対し自己の実験した事実を供述する者であつて証人以外のものをいう。

3 この法律で「国選弁護人」とは、刑事訴訟法の規定に基づいて裁判所若しくは裁判長又は裁判官が被告人又は被疑者に付した弁護人をいう。

(給付の要件)

第三条 証人若しくは参考人が刑事事件に関し裁判所、裁判官若しくは捜査機関に対し供述(参考人にあつては、書面による供述を含む。以下同じ)をし、若しくは供述の目的で出頭し、若しくは出頭しようとしたことにより、又は国選弁護人がその職務を行い、若しくは行おうとしたことにより、当該証人、参考人若しくは国選弁護人又はこれらの者の配偶者(婚姻の届出をしないうが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、直系血族若しくは同居の親族(以下「証人等」という。が、他人からその身体又は生命に害を加えられたときは、国は、この法律に定めるところにより、被害者その他の者に対する給付を行う。)

(給付をしないことができる場合)

第四条 次の各号の一に該当するときは、前条に規定する給付の全部又は一部をしないことができる。

- 一 証人、参考人若しくは国選弁護人又は被害者と加害者との間に親族関係(事実上の婚姻関係を含む。以下同じ。)があるとき。
- 二 証人等が加害行為を誘発したとき、その他当該被害につき、証人等にも、その責めに帰すべき行為があつたとき。
- 三 証人又は参考人が、加害行為の原因となつた供述において、当該刑事事件に関する重要な事項について虚偽の陳述をしたとき。

(給付の種類)

第五条 第三条の規定による給付の種類は、次のとおりとする。

- 一 療養給付(被害者が負傷し又は疾病にかかつた場合における必要な療養又は当該療養に要する費用の給付)
- 二 傷病給付(被害者が負傷し又は疾病にかかり治つていない場合において存する障害に対する給付)
- 三 障害給付(被害者が負傷し又は疾病にかかり治つた場合において、なお存する障害に対する給付)
- 四 介護給付(被害者が傷病給付又は障害給付の支給原因となつた障害により必要な介護を受けている場合における給付)

五 遺族給付(被害者が死亡した場合において、その遺族であつて、証人等の範囲に属し、かつ、加害者との間に親族関係がないものに対して行う給付)

六 葬祭給付(被害者が死亡した場合において、証人等の範囲に属し、かつ、加害者との間に親族関係がない者で、その葬祭を行うものに対して行う給付)

2 前項に掲げる給付のほか、被害者が負傷し又は疾病にかかり、そのため従前得ていた業務上の収入を得ることができない場合において、他に収入のみちがない等特に必要があるときは、休業給付を行うことができる。

(給付の範囲、金額、支給方法等)

第六条 前条の給付の範囲、金額及び支給方法、遺族給付を受けるべき遺族の範囲及び順位その他給付に關し必要な事項は、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律(昭和二十七年法律第二百四十五号)による災害給付に関するこれらの事項を参酌して政令で定める。

(他の法令による給付との関係)

第七条 他の法令の規定により、この法律による給付に相当する給付が行われたときは、当該給付の支給原因たる事実と同一の事実については、当該給付の限度において、この法律による給付を行わない。

(損害賠償との関係)

第八条 この法律による給付を受けるべき者が給付の原因である損害につき賠償の責任を有する者から損害の賠償を受けたときは、その価額の限度において、この法律による給付を行わない。

2 国は、この法律による給付を行つたときは、その価額の限度において、給付を受けた者が給付の原因である損害につき賠償の責任を有する者に対して有する権利を取得する。

(権利の裁定)

第九条 この法律による給付を受ける権利は、これを受けようとする者の請求に基づいて、法務大臣が裁定する。

2 前項の請求は、当該給付の支給原因たる事実が生じた日から起算して二年以内に限り、行うことができる。

(権利の保護)

第十条 この法律による給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(非課税)

第十一条 この法律により支給を受けた金品を標準として、租税その他の公課を課することができない。

(権限の委任)

第十二条 法務大臣は、政令の定めるところにより、この法律又はこの法律に基く政令の規定による権限を所部の職員に委任することができる。

附則

この法律は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行し、この法律の施行後における証人又は参考人の供述又は出頭に係る被害について適用する。

附則(昭和三十四年四月一日法律第八七号)抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則(昭和四十二年五月三十一日法律第二三三号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。

附則(昭和五十二年四月二十六日法律第二五号)

この法律は、公布の日から施行し、改正後の証人等の被害についての給付に関する法律の規定は、昭和五十二年四月一日から適用する。

附則(昭和五十七年五月一八日法律第四七号)抄

(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (昭和五十七年七月一六日法律第六六号)

この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附則 (昭和六〇年六月一日法律第四六号)

この法律は、公布の日から施行し、改正後の証人等の被害についての給付に関する法律の規定中国選弁護人又はその配偶者等の被害についての給付に関する部分は、この法律の施行後における国選弁護人の職務の遂行に係る被害について適用する。

附則 (昭和六一年二月四日法律第九三号)

(施行期日)
この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

第一条 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

(証人等の被害についての給付に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七条 この法律の施行前に第六十九条の規定による改正前の司法警察職員等指定応急措置法第四条に規定する司法警察職員として職務を行う日本国有鉄道の役員若しくは職員又は第一百十条の規定による廃止前の鉄道公安職員の職務に関する法律第一条に規定する鉄道公安職員に対し供述をし、又は供述の目的で出頭し、若しくは出頭しようとしたことによる害については、その害を第七十三条の規定による改正後の証人等の被害についての給付に関する法律第二条第二項に規定する捜査機関に対し供述をし、又は供述の目的で出頭し、若しくは出頭しようとしたことによる害とみなして、同法の規定を適用する。

(政令への委任)

第四十二条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附則 (平成八年三月二九日法律第七号)

この法律は、平成八年四月一日から施行する。

附則 (平成二一年五月二八日法律第五六号)

(施行期日)
この法律は、平成二一年五月二八日から施行する。

第一条 この法律は、平成二一年五月二八日から施行する。

附則 (平成二六年五月二八日法律第六二号)

(施行期日)
この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条 (刑事訴訟法第三十一条の次に一条を加える改正規定、同法第三十六条の次に二条を加える改正規定、同法第三十七条の次に四条を加える改正規定、同法第三十八条の次に一項を改め、同条の次に三條を加える改正規定、同法第五十八條及び第八十九條の改正規定、同法第八十一条の次に一項を加える改正規定、同法第八十三條の次に一項を加える改正規定、同法第八十七條の次に一項を加える改正規定、同法第二百三條第二項の次に一項を加える改正規定、同法第二百五條の次に一項を加える改正規定、同法第二百七條第二項を改め、同条第一項の次に二項を加える改正規定、同法第二百七十二條の次に一項を加える改正規定、同法第三百十三條の次に一條を加える改正規定、同法第二編中第三章の次に一章を加える改正規定、同法第四百三條の次に一條を加える改正規定、同法第四百十三條の次に一條を加える改正規定、同法第五百條の次に三條を加える改正規定並びに第五百三條及び第五百四條の改正規定に限る)、第四条、次条並びに附則第三条及び第九條の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

附則 (平成一九年五月二五日法律第五八号)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(調整規定)

第十条 この法律及び株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)、株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)又は地方公営企業等金融機構法(平成十九年法律第六十四号)に同一の法律の規定についての改正規定がある場合において、当該改正規定が同一の日に施行されるときは、当該法律の規定は、株式会社商工組合中央金庫法、株式会社日本政策投資銀行法又は地方公営企業等金融機構法によってまず改正され、次いでこの法律によって改正されるものとする。

附則 (令和二年六月五日法律第四〇号)

(施行期日)
この法律は、令和四年四月一日から施行する。

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。

(受給権の保護の例外に関する経過措置)

第八十条 この法律の施行の際現に担保に供されている年金である給付若しくは補償又は保険給付遅延特別加算金若しくは給付遅延特別加算金の支給を受ける権利は、施行日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

2 附則第三十六条第一項、第七十条第一項及び第七十一条第一項に規定する申込みに係る年金である給付若しくは補償又は保険給付遅延特別加算金若しくは給付遅延特別加算金の支給を受ける権利は、施行日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

3 附則第五十五条の規定による改正後の平成二十四年一元化法附則第二百二十二条の規定により附則第六十九条の規定による改正後の株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律第二条第一項に規定する恩給等とみなされる給付(平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項及び第六十五条第一項に規定する年金たる給付に限る)を受ける権利については、第四条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十一条第一項の規定は、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第九十七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。